

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	一日当たりの 使用時間	概 率 的変動の 要	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	種 類	汚 水		水 等		汚 染 状 態		値				
											通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四七一口	水素イオン濃度 (水素指数)	九	九・八	化学的酸素要求量 (mg/l)	七五五	一、八六五	浮遊物質 量	検出せず	室 態	の 値	汚水等の一日当たりの量(m^3)
"	七	六・八	四、三〇二	八〇、一七八〇、一七八	五四八	五四八	五四	一・八	一・八	"	九・八	八	八	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	四五二	"	九四二	九四二	六三	一・一	一・一	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	三三〇	"	一、八二五	一、八二五	九〇	三・七	三・七	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	六一五	"	二、七三二	二、七三二	四八	六・九	六・九	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	四二八	"	〇・三	〇・三	一六六	九・三	九・三	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	三三〇	"	一、八二五	一、八二五	一六六	九・三	九・三	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	七八〇	"	四、八四二	四、八四二	"	〇・二	〇・二	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	一、八九八	"	三、三七〇	三、三七〇	"	〇・七	〇・七	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	七五五	"	四、八四二	四、八四二	"	〇・九	〇・九	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一
"	"	"	一、八六五	"	三、三七〇	三、三七〇	"	七・一	七・一	"	"	"	"	七五五	一、八六五	検出せず	検出せず	三、三七〇	〇・〇三	七・一	七・一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「四七一口」及び「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。

クラリファイヤー (二基)	製鉄筋コンクリート	一八、〇〇〇	凝集沈殿	連	続	二四時間	変動なし	(既)	(設)
機械ばっ気処理施設	"	二、四〇〇	活性汚泥	"	"	"	"	平成二二、二八	平成三三、二八
接触ばっ気処理施設	"	五六〇	生物処理	"	"	"	"	平成二二、二八	平成三三、二八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			室 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	検 出 最 大		
クラリファイヤー (二基)	処理前	六	五・五	九	五九	一六、八九六
	処理後	"	"	"	"	一七、八五四
機械ばっ気処理施設	処理前	八	七	九	二〇二	五〇二
	処理後	"	"	"	"	"
接触ばっ気処理施設	処理前	"	"	"	二〇二	"
	処理後	"	"	"	"	"

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	検 出 最 大	
七・九	七・五	八・五	八・五	八八、五七六
六・八	二・四	二・八	二・八	九九、三三二

山口県告示第三百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十月八日から同月二十八日まで、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

No. 4 排 水 口	
変更後	変更前
七・五	
八・五	六
一一〇	
一六〇	
一五〇	
二〇〇	
一	
六〇	
一一〇	
八	
一六	
二	
七	

山口県告示第百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十二年十月八日

山口県知事 二井 関成

一 形質変更時要届出区域

光市大字光井字武田四七二〇の一部

二 特定有害物質の種類

シアン化合物



(三二八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年十月八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
阿東土地改良区	理事	金子 英一	山口市阿東生雲東分九三七の二
周南市久米土地改良区	理事	山本 和保	周南市大字久米一一一
〃	〃	藤井 忠文	〃 〃 二六四四
〃	〃	松岡 栄二	〃 〃 一九七一

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
阿東土地改良区	理事	村岡 哲夫	山口市阿東生雲東分一〇〇九
周南市久米土地改良区	〃	山本 和保	周南市大字久米一一一
〃	〃	山本 昌幸	〃 〃 一八〇一
〃	〃	松岡 栄二	〃 〃 一九七一
〃	〃	片山 浩伸	〃 〃 三三六五
〃	〃	小林 正徳	〃 〃 二七一六の一
〃	〃	松本 勝	〃 〃 三一七七の五
〃	〃	山本 茂樹	〃 〃 九〇〇の二
〃	〃	石田 準二	〃 〃 大字譲羽一一一
〃	〃	藤井 勇	〃 〃 大字久米二七〇三
〃	〃	小林 憲右	〃 〃 二九二八
〃	〃	吉村 静治	〃 〃 三〇六二の六
〃	〃	藤井 勇	〃 〃 大字久米二七〇三
〃	〃	石田 義政	〃 〃 大字譲羽一七九の四
〃	〃	松本 勝	〃 〃 三〇八六の一〇
〃	〃	山縣 光政	〃 〃 三一七七の五
〃	〃	片山 浩伸	〃 〃 三三六五
〃	〃	山本 昌幸	〃 〃 一八〇一

(三二九) 土地改良区の合併の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を次のとおり認可しました。

平成二十二年十月八日

山口県知事 二井 関成

一 合併により設立する土地改良区

二 下関土地改良区
 合併により解散する土地改良区

下関市安岡土地改良区
 下関市内日土地改良区
 下関市王喜土地改良区
 下関市清末土地改良区
 下関市王司土地改良区
 合併認可の年月日
 平成二十二年十月一日

(三三〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十二年十月八日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
第一号	平三山口県六三丸 (全和〇九子受卵山黒二四六黒毛和種 八四六四七六) 生高豊	平成二二、 六、三〇	山口県一級 美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター	山口県	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター		
第二号	(全和〇九子山無二四六八四無角和種 六九二六)	三、一三	山口県	山口県	周南市大字巢山 周南市大字巢山 有限会社鹿野		
第三号	〇〇四八	二、一〇	宮城県	宮城県	有限会社鹿野		
第四号	〇〇五〇	六、四					

(三三一) 防府都市計画道路事業の施行

防府都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十二年中国地方整備局告示第百五十五号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十二年十月八日

一 都市計画事業の種類及び名称
 防府都市計画道路事業三・四・二六戎町迫戸線
 施行者の名称
 山口県
 二 事務所の所在地
 山口市滝町一番一号
 三 事業地の所在
 防府市戎町二丁目及び宮市町地内

山口県知事 二井 関 成

平成二十二年十月八日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山田 隆